新旧対照表

○建築計画概要書等閲覧規則

新	旧
第１条～第４条　（略） （建築計画概要書等閲覧交付システムによる閲覧） 第５条　概要書等を閲覧しようとする者が建築計画概要書等閲覧交付システム（概要書等の閲覧及び概要書等の写し又は台帳記載事項証明書（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の18の２に規定する台帳記載事項証明書をいう。）の交付を行うための情報システムで、県土整備局建築住宅部建築指導課が所管するものをいう。以下この条において「システム」という。）に接続された端末機器又はその者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含み、システムと電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）を操作する方法により、概要書等を閲覧に供する場合には、前３条の規定は、適用しない。 ２　前項の端末機器は、土木事務所内その他必要な場所に置く。 ３　第１項の方法により概要書等を閲覧しようとする者は、建築物等を特定する情報その他必要な事項をシステムに入力しなければならない。 ４　前３項に規定するもののほか、システムによる閲覧の手続等に関し必要な事項は、別に定める。 （閲覧上の注意） 第６条　第４条の規定により閲覧の承認を受けた者及び前条第１項の端末機器を操作する方法により閲覧しようとする者は、係員の指示に従い、概要書等を閲覧しなければならない。 第７条～第８条　（略）	第１条～第４条　（略） （建築計画概要書等閲覧交付システムによる閲覧） 第５条　建築計画概要書等閲覧交付システム（概要書等の閲覧及び概要書等の写し又は台帳記載事項証明書（神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）第52条の18の２に規定する台帳記載事項証明書をいう。）の交付を行うための情報システムで、県土整備局建築住宅部建築指導課が所管するものをいう。以下この条において「システム」という。）に接続された端末機器を操作する方法により概要書等を閲覧に供する場合には、前３条の規定は、適用しない。 ２　前項の端末機器は、土木事務所内その他必要な場所に置く。 ３　第１項の方法により概要書等を閲覧しようとする者は、建築物等を特定する情報その他必要な事項をシステムに入力しなければならない。 ４　前３項に規定するもののほか、システムによる閲覧の手続等に関し必要な事項は、別に定める。 （閲覧上の注意） 第６条　第４条の規定により閲覧の承認を受けた者及び前条第１項の方法により閲覧しようとする者は、係員の指示に従い、概要書等を閲覧しなければならない。 第７条　（略）